

佐世保市貨物自動車運送事業者等燃油価格高騰対策支援金給付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、燃油価格高騰により影響を受け、厳しい経営状況に置かれている市内の貨物自動車運送事業等を行う中小企業者（以下「事業者」という。）に対する佐世保市貨物自動車運送事業者等燃油価格高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を給付するものとし、その給付について、佐世保市補助金等交付規則（平成17年規則第53号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
- (2) 貨物自動車運送事業者 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第4条の許可を受けて一般貨物自動車運送事業を行う事業者、同法第35条の許可を受けて特定貨物自動車運送事業を行う事業者、同法第36条による届出をして貨物軽自動車運送事業を行う事業者
- (3) 自動車運転代行業者 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第4条に規定する長崎県公安委員会の認定を受けた自動車運転代行業者

(給付対象事業者)

第3条 給付対象事業者は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 佐世保市内に本社又は事業所を有する中小企業者
- (2) 原則として、市税を滞納していない者であること

(支援金の給付)

第4条 市長は、対象事業者に対しこの要綱に定めるところにより支援金を給付する。

(給付額)

第5条 前条の規定により対象事業者に対して給付する対象車両、給付単価は、別表のとおりとする。対象車両の数に給付単価を乗じて得た額を給付するものとする。

(申請受付期間)

第6条 支援金に係る申請受付期間は、令和4年11月4日から令和5年1月31日までとする。

(申請の方式)

第7条 支援金を申請する者は、原則郵送により、申請書に必要な書類を添付して市長に提出するものとする。

(給付の決定及び方式)

第8条 市長は、前条の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、給付を決定した場合は、当該対象事業者に対し支援金を給付するものとし、給付決定の通知は省略するものとする。ただし、給付できない旨の決定をしたときは、そのことを通知しなければならない。

2 給付は、対象事業者が指定した金融機関の口座に振り込むものとする。

(支援金の返還)

第9条 市長は、支援金の給付を受けた対象事業者が給付要件に該当しなくなった場合又は偽りその他不正の手段等により支援金を受給したことが明らかになったときは支援金の給付の決定を取り消すことができる。

2 前項の規定により、支援金の給付の決定を取り消された者は、市長が指示する方法により支援金を返還しなければならない。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第10条 支援金の給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、支援金給付の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年10月21日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年2月28日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和4年11月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月28日から施行する。

別表（第5条関係）

対象車両	給付単価	
<p>① 令和4年4月1日から9月30日まで の間、事業用として使用（稼働）して おり、以後も継続して使用（稼働）し ている車両</p> <p>② 自動車検査証の使用者住所が佐世保市 内である車両</p> <p>③ 貨物自動車運送事業者にあつては、用 途が貨物である車両 または、用途が特殊で、車体の形状が 「粉粒体運搬車、タンク車、現金輸送 車、アスファルト運搬車、コンクリー トミキサー車、冷蔵冷凍車、活魚運搬 車、保温車、販売車、散水車、塵芥 車、糞尿車、ボートトレーラ、オート バイトレーラ、スノーモービルトレー ラ」のいずれかである車両 自動車運転代行事業者にあつては、随 伴用自動車</p> <p>④ 道路運送車両法（昭和26年法律第85 号）第3条に規定する普通自動車、小 型自動車、軽自動車</p> <p>※霊柩車および2輪車は除く</p>	普通自動車	1台につき8万円
	小型自動車	1台につき4万円
	軽自動車	1台につき6万円
	随伴用自動車	1台につき6万円